

平成24年8月16日

神戸市長 矢田立郎様

神戸市監査委員	櫻	井	誠	一
同	田	中	健	造
同	守	屋	隆	司
同	川	内	清	尚

決算及び基金運用状況の審査意見の提出について

地方公営企業法第30条第2項及び地方自治法第241条第5項の規定により、平成23年度神戸市公営企業会計（下水道事業会計、港湾事業会計、新都市整備事業会計、自動車事業会計、高速鉄道事業会計、水道事業会計、工業用
水道事業会計）決算及び決算附属書類並びに平成23年度神戸市下水道事業基金運用状況を審査し、次のとおりその意見を提出します。

目 次

平成23年度神戸市公営企業会計決算審査意見

第1 審査の対象	1
第2 審査の方法	1
第3 審査の期間	1
第4 審査の結果	1

下水道事業会計

1 総括	6
2 業務実績	8
3 予算の執行状況	9
4 経営成績	11
5 財政状態	15
6 その他	17
《決算審査資料》	19

港湾事業会計

1 総括	22
2 業務実績	24
3 予算の執行状況	26
4 経営成績	28
5 財政状態	31
6 その他	34
《決算審査資料》	36

新都市整備事業会計

1 総括	40
2 業務実績	41
3 予算の執行状況	43
4 経営成績	45
5 財政状態	48
6 その他	50
《決算審査資料》	51

自動車事業会計

1 総括	54
2 業務実績	55
3 予算の執行状況	56
4 経営成績	58
5 財政状態	62
6 その他	64
《決算審査資料》	67

高速鉄道事業会計

1 総括	70
2 業務実績	72
3 予算の執行状況	72
4 経営成績	74
5 財政状態	80
6 その他	83
《決算審査資料》	86

水道事業会計

1 総括	90
2 業務実績	91
3 予算の執行状況	92
4 経営成績	96
5 財政状態	100
6 その他	102
《決算審査資料》	104

工業用水道事業会計

1 総括	108
2 業務実績	109
3 予算の執行状況	110
4 経営成績	112
5 財政状態	116
6 その他	118
《決算審査資料》	120

平成23年度神戸市下水道事業基金運用状況審査意見

第1 審査の対象	124
第2 審査の方法	124
第3 審査の期間	124
第4 審査の結果	124
第5 基金の運用状況	124

凡 例

- 1 文中で用いる金額は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。
- 2 各表中の数値は、原則として表示単位の一つ下の位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 4 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」-----該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「-」-----該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」-----増加率が1,000%以上のもの。
- 5 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」および「地方消費税」をいう。

平成 23 年度神戸市公営企業会計決算審査意見

第 1 審査の対象

平成 23 年度	神戸市下水道事業会計決算
平成 23 年度	神戸市港湾事業会計決算
平成 23 年度	神戸市新都市整備事業会計決算
平成 23 年度	神戸市自動車事業会計決算
平成 23 年度	神戸市高速鉄道事業会計決算
平成 23 年度	神戸市水道事業会計決算
平成 23 年度	神戸市工業用水道事業会計決算

第 2 審査の方法

- 1 この審査では、各事業の会計決算諸表が経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを審査するとともに、各事業の運営が経営の基本原則に基づいて行われているかどうかについて分析した。
- 2 決算諸表の表示については、決算諸表の計数と総勘定元帳等の会計帳簿・証拠書類の計数との照合、証拠書類の点検、帳簿記録の審査及び責任者に対する質問等により検証した。
- 3 事業の運営については、主として年度比較により事業の推移を把握し、その経営内容を分析した。

第 3 審査の期間

平成 24 年 5 月 22 日～8 月 日

第 4 審査の結果

- 1 決算諸表の記載様式及び記載事項は、法令に従って作成されており、その計数は正確であり、経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められた。
- 2 事業の運営については、総じて経営の基本原則に沿って行われていると認められた。
業務面では、各事業において市民生活の安定、経済の活性化及び都市基盤の整備を図り、公共の福祉の増進に努めた。
経営面では、7 事業会計のうち下水道事業会計が 2 億円、高速鉄道事業会計が 8 億円の純損失を計上したが、7 事業会計全体の当年度純損益では差し引き 69 億円の黒字であり、当年度末で未処理欠損金を計上している 3 事業会計の未処理欠損金の合計は 1,381 億円となっている。

資金面では、第1表のとおり、流動資産から流動負債を差し引いた資金の在 high（正味運転資本）が2事業会計でマイナスになっているが、全体では811億円のプラスとなっている。

第1表 当年度純損益等の状況
(単位：億円)

会 計	当年度純損益	未処理欠損金	資金在 high
下水道事業	△ 2	74	235
港湾事業	55	84	23
新都市整備事業	13	—	534
自動車事業	2	—	△ 9
高速鉄道事業	△ 8	1,224	△ 89
水道事業	5	—	101
工業用水道事業	3	—	15
合 計	69	1,381	811

備考：資金在 high＝流動資産－流動負債

以下、各事業会計ごとに総括、業務実績、予算の執行状況、経営成績及び財政状態について述べる。特に、審査意見において述べている事項について留意されたいが、その概略は次のとおりである。

(1) 下水道事業会計

下水道使用料が減少したことに加え、整備を進めてきた垂水処理場東系施設等の供用開始に伴う減価償却費負担により大幅な経常減益となった。さらに廃止した中部処理場の除却損を特別損失として計上したことから、2億円の純損失を計上した。

今後は、人口の減少等に伴い使用料収入の大幅な増加は期待できない一方、污水管渠、処理場等が耐用年数を迎えることから厳しい経営が予想される。施設更新にあたっては、可能な限り将来の需要動向等も勘案のうえ、総費用の最小化、事業費の平準化、工事コストの縮減に努められたい。また、新中期経営計画「こうべアクアプラン2015」を着実に実施して経営基盤の強化に努められたい。

(2) 港湾事業会計

使用料等の減少、運営経費の増加等により経常損益は悪化したものの、固定資産売却の増等により純利益は前年度に比べ32億7千万円増加し55億2千万円となった。当会計を良好に保つには港勢が重要な要素のひとつであることから、「国際コンテナ戦略港湾」として、基幹航路の維持・拡大に大きく寄与する内航フィーダー網の拡充を図るとともに、港湾コスト削減のほか、官民一体となった集荷対策に取り組み、さらなる港勢の回復・拡大策に積極的に取り組まれたい。

また、今後、高い水準で企業債の償還負担が続くと見込まれることから、事業活動による収益

の確保とともに、臨海土地造成事業により造成した土地の売却により当面の償還財源の確保に努めるとともに、更なる経営の改善と効率化によって、経営の健全化と財政基盤の安定化の促進を希望する。

(3) 新都市整備事業会計

企業債残高は、ピーク時の平成20年度に比べ、1,101億円が減少したが、一方で、資金在高も540億円減少し、ここ数年間は、未だ高水準の企業債償還が続く厳しい局面にあることから、今後の事業収入の動向や、企業債償還に向けた財政的な取組みは、重要な課題である。

引き続き、今後の当会計の運営にあたっては、神戸の特性を最大限に活かし、早期土地売却の更なる促進に努めるとともに、経営の最適化を図り、企業債の計画的解消のため、中長期的な観点から、より一層質の高い企業経営を推進されるよう要望する。

(4) 自動車事業会計

「神戸市営交通事業 経営計画2015」を策定し、初年度の経営成績として、1億5千万円の純利益を計上した。ただし、営業損益は前年度より改善したものの9億円の損失を計上し、資金面でも不良債務額は前年度より2億円好転したが、8億8千万円となっている。

収支改善努力を継続し、単年度黒字の確保と累積資金不足の縮小を掲げた経営計画の財政目標の達成と、一般会計補助への依存度の低減が望まれる。また、乗車人員の維持・増加につながる需要の喚起と把握に尽力するとともに、市民に対して業務・財務内容のより丁寧な情報開示に努めるよう希望する。

(5) 高速鉄道事業会計

「神戸市営交通事業 経営計画2015」の下に経営改善等に努めたが、前年度より乗車人員が減少した。駅構内営業料の増加等により営業損益は改善したが、一般会計補助金の減等により経常損益は悪化し、純損失は7億7千万円、繰越欠損金は1,223億7千万円に拡大した。

乗車人員が減少傾向にあることについて、その原因分析を進め、関係部局等とより一層連携し、さらなる乗客増対策に取り組む必要がある。引き続き、増収対策と経費削減に努め、早期の目標達成に向け取り組まれない。また、今後、老朽施設等の更新等に多額の資金が必要であり、投資の平準化や耐用年数の見直し等による延命化を図りつつ、引き続き、経営基盤が安定するよう財務体質改善にも取り組まれることを希望する。

(6) 水道事業会計

給水収益は減少したが、受水費の減並びに引き続き経費節減等に努めた結果、5億3千万円の

純利益となっている。しかしながら、節水型社会の進展、景気低迷等により水需要が減少傾向にあること、経年化した水道施設の更新費用の増加への対応など経営環境は非常に厳しい状況にある。

「中期経営目標 2015」の目標達成に向けた施策展開を実践するとともに、今後とも、経営収支の更なる改善を図り、長期に安定する経営基盤の確立に努められたい。また、中長期の投資計画の立案などにより、一層の計画的かつ効率的な施設整備に努め、投資の抑制及び平準化を図るとともに、利用者に高い満足度を提供できる新たなサービスの検討及び実践に努められたい。

(7) 工業用水道事業会計

給水収益は増加したものの受託工事収益の減等により収入は減少した。一方、支出では受託工事費用及び特別損失の減、並びに経費節減等に努めた結果、3億2千万円の純利益となっている。しかしながら、近年、受水企業の撤退が続き、契約水量の確保が課題となっており、経営環境は依然として厳しい状況にある。さらに、第3次改築事業での経年化した施設の更新費用の増加への対応なども懸念される。

引き続き経営の一層の効率化、新規需要開拓の取り組みを推進するとともに、経年化した施設の計画的かつ適切な更新等により、経営基盤の強化に努められたい。

地方公営企業会計制度について、企業会計制度との整合性を図る観点等から、昭和41年以来ほぼ半世紀ぶりに全面的な見直しが行われることとなった。

今回の地方公営企業会計制度の見直しのうち、「資本制度の見直し」については、地方公営企業経営の自由度の向上を図るという観点から、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）」の中で地方公営企業法の一部改正が行われ、平成24年4月1日から施行されている。

今後、借入資本金制度の廃止、引当金の計上、減損会計の導入、リース会計の導入、キャッシュ・フロー計算書作成の義務付けなど、現行の企業会計原則の考え方を最大限取り入れた「地方公営企業会計基準の見直し」が、平成26年度の予算及び決算から適用されることとなっている。

これらの会計基準の見直しの適用により、全体として、地方公営企業の経営実態に変化がないにもかかわらず、見かけ上財務状態が悪化することもある。市民がわかりやすく、正しい理解を得られるよう、制度改正の趣旨を踏まえた円滑な移行・導入のため、十分な対応を図られたい。